

技術士登録、継続研鑽、 APEC・IPEA国際エンジニア 取得方法

令和4（2022）年4月

日本技術士会原子力・放射線部会 新技術士講習会

技術士登録について

登録申請書の作成
添付書類等の準備

- ・ 技術士登録申請書
- ・ 登記されていないことの証明書
- ・ 身分証明書
- ・ 技術士の事務所に関する証明書
- ・ 登録証発送用宛名ラベル

成年被後見人，被保佐人等に該当しないことの証明

申請書類の提出・受付

- ・ 郵送または窓口にて

申請書類の審査

- ・ 提出から審査完了まで7～9日

技術士登録簿への記載

- ・ 登録証の交付まで2～3日

技術士登録証の交付

継続研鑽について

継続研鑽＝CPD（Continuing Professional Development）

技術士が自らの技術力、研究能力、マネジメント能力、コミュニケーション能力向上のために**自分の能力を継続的に研鑽**する活動

- 能力を獲得する活動：講演会・講習会・シンポジウム・研修会・見学会等への参加、論文発表、口頭発表、執筆活動、資格取得、自己学習等
- 実務を通じた活動：表彰を受けた業務、特許取得等
- 社会貢献活動：公的な機関等の委員会委員、講演会講師、技術指導等

技術士法第47条の2に「技術士の資質向上の責務」として
「技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、
その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」

との条文があり、技術士の資質向上を図るためのCPDは、法律で責務と位置づけられている。

継続研鑽について

技術士CPDの目的

- 技術者倫理の徹底
- 科学技術の進歩への関与
- 社会環境変化への対応
- 技術者としての判断力の向上



継続研鑽について

CPDの実績登録が必要

技術士は、3年を1サイクルとしてCPDを行い、3年間に150CPD時間（実際に費やした時間に「時間重み係数」を乗じた時間）、即ち、**年平均50CPD時間**を目標にCPDを行うことが望まれる。

また、APECエンジニアの登録申請には申請前2年間に100CPD時間、更新期間の5年間に250CPD時間が必要。

継続研鑽について

CPDの課題区分

A 一般共通 課題	課題項目
	1. 倫理
	2. 環境
	3. 安全
	4. 技術動向
	5. 社会・産業経済動向
	8. マネジメント手法
	9. 契約
	10. 国際交流
	11. その他

B 技術課題	課題項目
	1. 専門分野の最新技術
	2. 科学技術動向
	3. 関係法令
	4. 事故事例
	5. その他

注) **A 一般共通課題6** 及び **7** の欠番について
「**6. 産業経済動向**」は「**5. 社会・産業経済動向**」に、「**7. 企画・基準の動向**」は「**4. 技術動向**」に統合されたため欠番となっている。

継続研鑽について

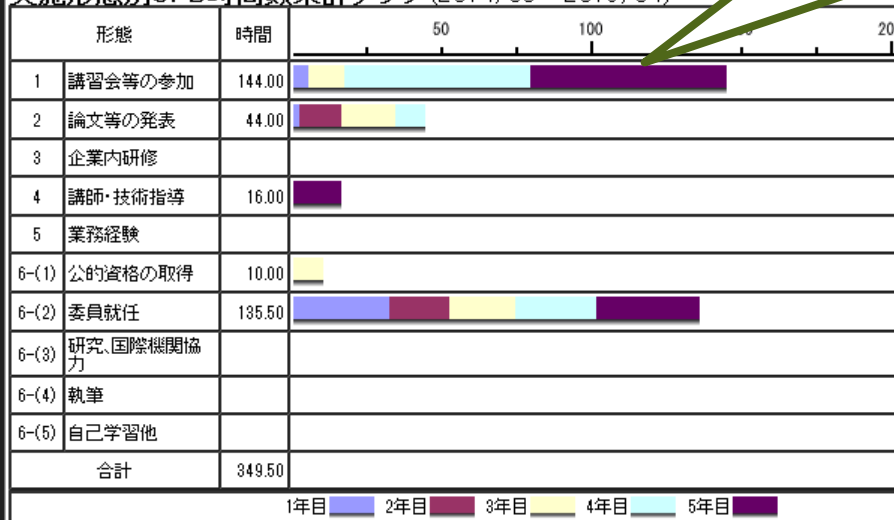
詳しくは「技術士CPD（継続研鑽）ガイドライン 第3版 平成29年4月」を参照ください。

→ <https://www.engineer.or.jp/cmtee/kensyuu/170401CPDguideline3.pdf>

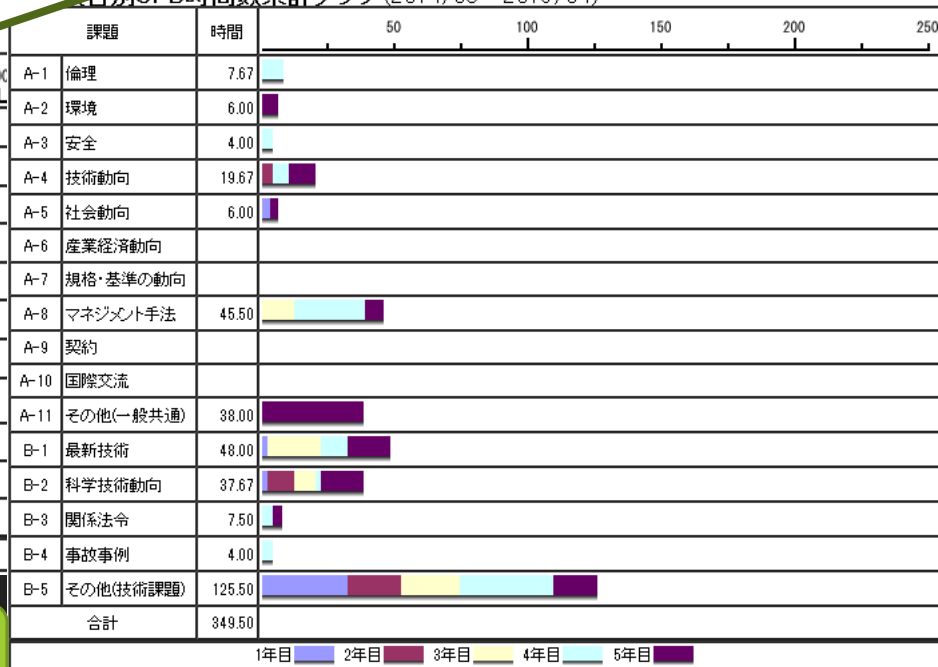
CPDの実績例

WEB登録していると、「講演会と委員会への参加で稼いでいる。」といった様に、グラフ化するとCPDの実績を分析しやすくなります。

実施形態別CPD時間数累計グラフ (2014/05~2019/04)



項目別CPD時間数累計グラフ (2014/05~2019/04)



WEB登録の集計画面

(左：実施形態別表示 右：課題項目別表示)

APECエンジニア取得方法

APECエンジニア相互承認プロジェクトに基づき、有能な技術者が国境を越えて自由に活動できるようにするための制度

APECエンジニア7要件

- 1) 定められた**学歴要件**を満たすこと
- 2) IEAが標準として示す「エンジニアとしての知識・能力（International Engineering Alliance competency profile for engineers）」に照らし、**自己の判断で業務を遂行する能力**があると認められること
- 3) エンジニアリング課程修了後**7年間以上の実務経験**を有していること
- 4) 少なくとも**2年間の重要なエンジニアリング業務**の責任ある立場での経験を有していること
- 5) **継続的な専門能力開発**を満足できるレベルで実施していること
- 6) 業務の履行に当り**倫理的に行動**すること
- 7) プロフェッショナル・エンジニアとして行った**活動及び決定に対し責任**をもつこと

APECエンジニア取得方法

(1) 「自己の判断で業務を遂行できる能力」

具体的には、APECエンジニア申請書の様式4（2年間以上の責任ある立場での重要なエンジニアリング業務経験）を拡充し、[1]どのような**マネジメント**を行い、[2]どのような判断に基づき**問題解決**を行い、[3]その解決結果を現時点でどう**評価**するか、についての記述を求めている。

(2) 大学等のエンジニアリング課程修了

従来のAPECエンジニア・マニュアルから特段の変更はないが、この要件に該当しない場合でもモニタリング委員会が別に定める方法の追加資料を基に判定（事務局より個別に案内あり）。

(3) 倫理に関するCPDの必須化

新規審査においては申請前過去2年度100CPD時間のうち少なくとも1CPD時間、倫理に関するCPDを計上。

第32回新規審査申請受付期間
準備中（日本技術士会HPを参照）

IPEA国際エンジニア取得方法

学歴要件、実務経験などについて国際的に一定の要件を定め、その要件以上にあると認められる技術者に対して与えられる共通の称号

IPEA国際エンジニア登録要件

- 1) **ワシントンアコード認定**またはそれと同等のエンジニアリング課程を修了していること。
- 2) IEAが標準として示す「エンジニアとしての知識・能力（International Engineering Alliance competency profile for engineers）」に照らし、**自己の判断で業務を遂行する能力**があると認められること
- 3) エンジニアリング課程修了後**7年間以上の実務経験**を有していること
- 4) 少なくとも**2年間の重要なエンジニアリング業務**の責任ある立場での経験を有していること
- 5) 継続的な**専門能力開発**を満足できるレベルで実施していること
- 6) 業務の履行に当り倫理的に行動すること
- 7) プロフェッショナル・エンジニアとして行った**活動及び決定に対し責任**をもつこと

IPEA国際エンジニア取得方法

※日本技術士会にて受け付けるIPEA国際エンジニア新規審査申請は、技術士に登録されている方のみ

- ・「自己の判断で業務を遂行できる能力」

現在、IPEA国際エンジニアの審査はAPECエンジニア登録を前提に行っており、2015年度からは様式4（2年間以上の責任ある立場での重要なエンジニアリング業務経験）を拡充し、[1]どのような**マネジメント**を行い、[2]どのような判断に基づき**問題解決**を行い、[3]その解決結果を現時点でどう**評価**するか、についての記述を求めることとしている。

- ・大学等のエンジニアリング課程修了

従来のEMFの定款から特段の変更はなし。この要件に該当しない場合でもモニタリング委員会が別に定める方法の追加資料を基に判定する。

- ・倫理に関するCPDの必須化

新規審査においては申請前過去2年度100CPD時間のうち少なくとも1CPD時間、倫理に関するCPDを計上することを要件としている。

第20回新規審査申請受付期間
準備中（日本技術士会HPを参照）